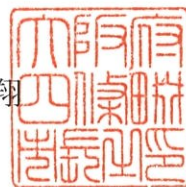


公募型プロポーザル公告

四條畷市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定支援業務委託について、
下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 7 年 12 月 22 日

四條畷市長 錢谷 翔



記

1 業務概要

- (1) 業 務 名 四條畷市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定支援
業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 15 日まで
- (3) 業務内容 別添仕様書案のとおり

2 予算限度額

金 27,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

予算の内訳（令和 7 年度中に契約し、令和 8 年度及び 9 年度での業務履行を想定）

令和 7 年度

令和 8 年度

令和 9 年度

} 27,000,000 円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次に掲げる条件をすべて満たしていること。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (3)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと
- (4)国又は地方自治体若しくは本市から資格停止措置等を受けていないこと。
- (5) 令和7年度の四條畷市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されていること、もしくは、参加申込書提出時に入札参加資格審査申請に必要な書類を提出できること。
- (6)仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整ができる地域に本店又は営業所等があること。
- (7)四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 地方公共団体が発注した都市計画マスタープラン若しくは立地適正化計画に係る改定・策定支援業務を令和元年4月1日から令和7年3月31日までの間に、受注した実績（元請に限る。ただし、現時点で受注し履行中の案件についても、当該実績に含めることができるものとする。）を有すること。
- (9) 本業務における管理技術者及び照査技術者は、都市計画業務に精通する者を配置する。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認められない。また、管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる資格を有する者とし、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間で地方公共団体が発注した都市計画マスタープラン若しくは立地適正化計画に係る改定・策定支援業務に従事した実績（元請に限る。ただし、現時点で受注し履行中の案件についても、当該実績に含めることができるものとする。）を有することとする。

①管理技術者

次に掲げるいずれかの資格を有する者

- a 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者
- b R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

②照査技術者

次に掲げるいずれかの資格を有する者

- a 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者
- b R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

4 参加申出手続

別紙、四條畷市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領のとおり

5 添付資料

- (1) 四條畷市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領
- (2) 四條畷市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定支援業務委託仕様書（案）
- (3) 評価基準
- (4) 申請様式

6 問い合わせ先

〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

四條畷市 都市整備部都市政策課

電話 072-877-2121（代表）

E-mail tokei@city.shijonawate.lg.jp

以上